

諏訪市子ども計画 概要版（案）

（第三期諏訪市子ども・子育て支援事業計画）（案）

この概要版は、本冊の概要を説明する資料として作成したものであるため、パブリックコメントによる意見は、本冊の内容に基づき該当箇所等を示した上で行ってください。

こども計画とは？

“こどもまんなか社会※”をめざす計画です！

- 諏訪市こども計画は、国の『こども大綱』がめざす“こどもまんなか社会”を実現するための市の施策をまとめた計画です。

※こどもまんなか社会

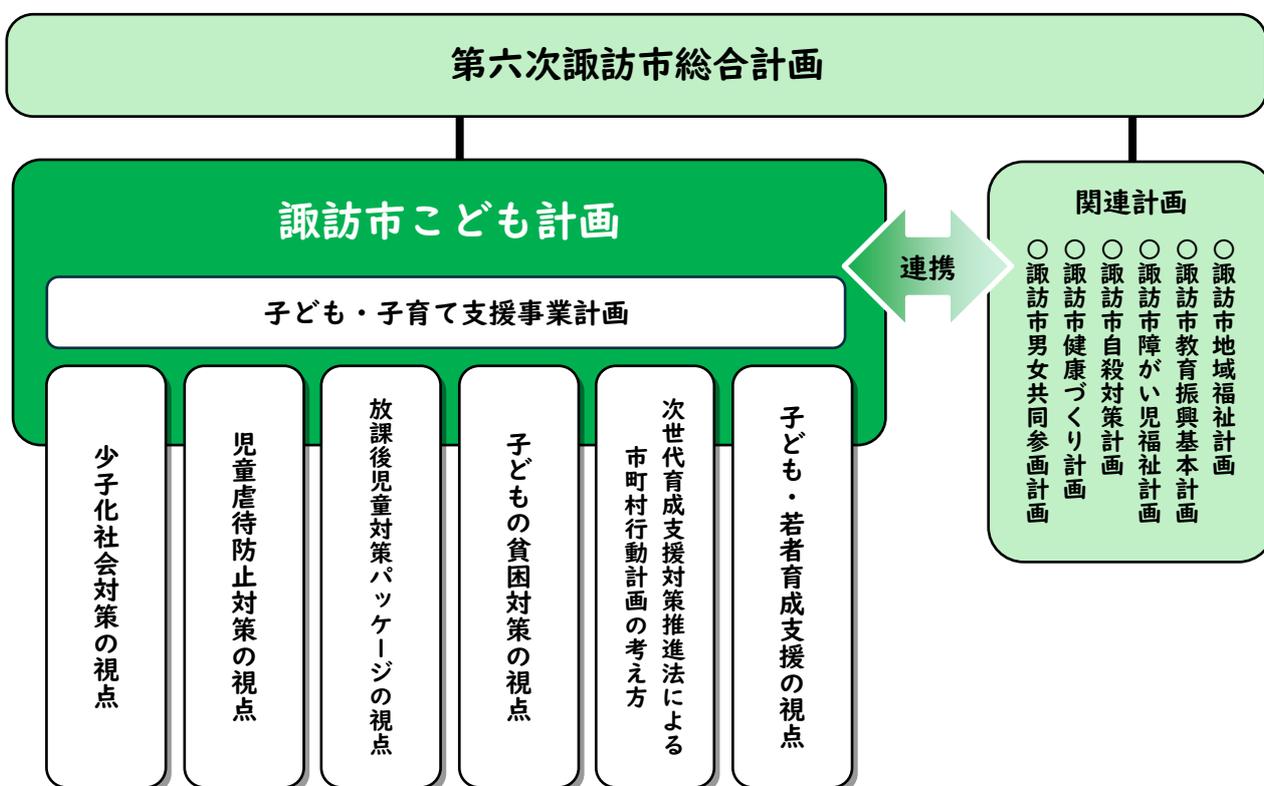
常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、というもの。

- 子ども・若者が今から将来にわたり輝きを放ち、保護者の皆様も子育てを楽しみながら輝きを放つまちを創り上げていくことをめざす計画です。



計画の位置づけ

- 本計画は、「諏訪市総合計画」を上位計画とした、こども基本法第10条に基づく「こども計画」として位置付けを行い、併せて、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとして策定するとともに、次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画の考え方や、子どもの貧困対策、放課後児童対策パッケージ、児童虐待防止対策、少子化社会対策、子ども・若者育成支援等の視点についても包含した計画として策定します。



計画の期間と対象

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第二期諏訪市子ども・子育て支援事業計画									
					諏訪市こども計画				

- 計画の期間は令和7年度から令和11年度の5年間とします。計画の対象は、妊娠期（出生前）を含めた0歳からおおむね18歳未満の子どもとその家庭及び18歳からおおむね39歳までの若者を対象とします。

諏訪市の基本理念

基本理念

諏訪市のこどもが幸せに輝くために

「こどもまんなか社会」の実現を目指す中、これまで別々に定められてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が、「こども大綱」に一元化されました。「こども基本法」や「こども大綱」において、全てのこどもについて、個人として尊重され、かつその意見が尊重されること、子ども・若者を権利の主体として認識するとともに、その最善の利益が優先して考慮されることなどが示され、これまで以上に包括的・一元的に、こども・子育てのあり方を考え、実践していくことが求められています。

本市では、「諏訪市次世代育成支援行動計画（すわっこプラン 21）」「諏訪市子ども・子育て支援事業計画」において、社会全体で子育て環境をより一層充実していくことを目指し、「諏訪市のこどもが幸せに輝くために」を基本理念とし、4つの基本目標とそれぞれの施策を掲げ、子ども・子育て支援を推進してきました。

これまで進めてきた計画の考え方を継承しつつ、誕生してから自立するまで切れ目なく支援していくことを目指し、「諏訪市のこどもが幸せに輝くために」を本計画の基本理念として継続して掲げ、本市のこども施策を推進することとします。

なお、令和7年度からの「諏訪市こども計画」においては、「子ども・若者育成支援推進法」の視点を新たに追加し、5つの基本目標を掲げ計画の推進を図り施策を展開します。

計画の基本目標

基本目標Ⅰ 多様な幼児教育・保育の充実

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、サービスの需要が多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。

子どもたちが健やかに成長できる質の高い、信頼される教育・保育施設等のサービスが提供され、すべての子育て家庭がそれぞれの子育てのニーズに合ったサービスを選択・利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援事業とサービスの提供の拡充に取り組みます。

施策の展開

施策目標Ⅰ すべての子どもへの質の高い幼児教育・保育の提供

- ①幼児教育・保育事業の充実
- ②一人ひとりの自立と仲間と関われる幼児教育・保育の充実
- ③保育所職員の確保、資質・専門性の向上

施策目標Ⅱ 認可保育所・認定こども園及び認可外保育所、学校との連携

- ①認可保育所・認定こども園及び認可外保育所との連携
- ②小学校との連携

施策目標Ⅲ 保育サービスの量的拡充と円滑なサービス利用への支援

- ①保育所などの環境整備
- ②産後の休業及び育児休業後の保育サービスの円滑な利用への支援



基本目標Ⅱ 地域社会全体での子育て支援の充実

子育ては家庭が基本となりますが、親としての喜びや幸せを感じながら、ゆとりをもって子育てをするためには、地域社会全体で子育て家庭を見守り、支えていく必要があります。民間団体や企業と連携して子育てを支える地域活動の育成を進めるとともに、安心・安全に遊べる環境づくりに取り組み、子育て家庭が不安や悩みを抱えることなく子育てできる地域を目指します。

施策の展開

施策目標Ⅰ 子育てを支える地域活動の育成

- ①地域連帯感に向けた活動の推進
- ②子育てサークルの育成支援
- ③子育て・子育て支援の拠点整備

施策目標Ⅱ 子どもが安全に安心して遊べる環境の整備

- ①子どもの遊び場や機会の充実



基本目標Ⅲ 安心して子育て・子育てできる環境づくり

安心して子どもを産み、育てるためには、母親・父親と子どもの健康を増進する制度や精神的に孤立させない環境づくりが重要であることに加え、経済的負担の軽減、生活基盤が不安定な家庭への社会的支援・自立の促進支援を進めることが重要です。

子育てに関する相談支援・情報提供機関や健診・出産関係機関、地域との連携を図り、育児に対する不安を早期に把握し支援できるよう、こども家庭センターが中核となり妊娠・出産・子育てへの継続的支援を実施していきます。

ひとり親家庭、子どもの障がい、経済的困窮、児童虐待など、様々な要因によって社会的支援を必要とする家庭へは、きめ細やかな寄り添い支援を推進します。

施策の展開

施策目標1 子ども・子育て家庭への支援

- ①こどもが権利の主体であることの社会全体での共有
- ②子育てに関する情報提供の充実
- ③子育てに関する相談支援の充実
- ④子育ての経費負担の軽減

施策目標2 安心して妊娠・出産・育児できる環境づくり

- ①各種健康診査の充実
- ②各種健康相談等の充実
- ③妊娠・出産に関する知識の普及

施策目標3 社会的支援を必要とする家庭への自立支援

- ①要保護児童等への支援
- ②ひとり親家庭への支援
- ③成長に応じた発達支援
- ④障がい等のある子どもへの支援
- ⑤外国人家庭への支援
- ⑥経済的困難を有する家庭への支援

基本目標Ⅳ 子育てと仕事が両立できる環境づくり

安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりの観点から、乳児等通園支援事業などの多様なサービスや放課後児童対策パッケージをふまえた放課後児童対策の充実を図っていきます。また、男女が共に多様な働き方や生き方を選択でき、家庭において共に子育てに携わり、子育てを楽しむことができるようワーク・ライフ・バランスの理解と、男女や地域社会が共に支え合う環境づくりを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

施策の展開

施策目標Ⅰ 男女がともに働きやすい環境の整備

- ①子育てと仕事を両立するためのサービスの充実
- ②男女がともに働きやすい環境の整備

施策目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

- ①男女がともに協力し合う子育て

基本目標Ⅴ 若者への支援

若者の健やかな育成と、円滑に社会生活を営むことができるようにするため、青年期における保健・医療の確保、結婚を希望する方や結婚に伴う新生活への支援を進めるとともに、就労や雇用などの経済的基盤の安定などその他悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

施策の展開

施策目標Ⅰ 若者を支える取組み

- ①若者の心身の健康支援
- ②若者の経済的支援
- ③若者の就業支援
- ④若者の社会参加と復帰支援
- ⑤若者の結婚支援